

三島市指定相当訪問型サービス事業所 管理者 様
三島市指定相当通所型サービス事業所 管理者 様
地域包括支援センター センター長 様
居宅介護支援事業所 管理者 様

三島市地域包括ケア推進課長

令和 6 年度介護報酬改定に伴う三島市介護予防・日常生活支援総合事業の変更点等について（通知）

日頃から当市の介護保険事業・高齢者福祉事業の推進につきまして格別なる御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、介護予防・日常生活支援総合事業の単価については、国が定める額（介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 2 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和 3 年 3 月 15 日厚生労働省告示第 72 号）に定める額）を勘案して市が定めるところですが、本基準の改定に伴う変更点等を以下のとおりお知らせいたしますので、ご対応をお願いいたします。

なお、本通知における内容については現時点での暫定のため、今後変更されることがあります。変更があった場合は、変更が分かり次第別途通知しますのでご承知おきください。

記

1 訪問型サービス（総合事業訪問介護）（別紙 1 のとおり）

- ・回数単価「標準的な内容の訪問型サービス」を新設
- ・回数単価「生活援助中心 45 分以上」を新設
「生活援助中心 45 分以上」は、週 2 回程度（月 10 回）までの算定とし、週 2 回を超える程度（月 11 回以上）では算定できないこととする。
- ・原則回数単価にて算定することとする。
- ・「週 1 回程度」、「週 2 回程度」の月額包括報酬を廃止
- ・「週 2 回を超える程度」の月額包括報酬については継続
回数単価で計算し 3,727 単位を超えた場合のみ月額包括報酬算定することとする。
- ・有資格者（訪問介護員等）が生活援助のみを提供する場合の取扱も、訪問型サービス A ではなく、総合事業訪問介護にて算定することとする。
- ・要介護度による支給区分の区別を廃止。

「事業対象者」「要支援 1」「要支援 2」の全てで、「週 1 回程度」～「週 2 回を超える程度」の算定を可能とする。（ただし提供内容により上限を設け「生活援助中心 45 分以上」は週 2 回までとする。）

※ケアプランに週の回数を定める際は、適切にケアマネジメントを実施し、不必要なサービスを位置付けることの無いよう、注意すること。

- ・回数単価における月の利用回数上限を変更。

「週 1 回程度」 4 回まで→5 回まで、「週 2 回程度」 8 回まで→10 回まで、

「週 2 回を超える程度」 12 回まで→14 回まで（うち生活援助中心 45 分以上は 10 回まで）

※「標準的な内容の訪問型サービス」と「生活援助中心 45 分以上」を併用して上記回数分の算定が可能とする。ただし、基本報酬部分が計 3,727 単位を超えた場合は月額包括報酬で算定。

2 訪問型サービス（訪問型サービス A）（別紙 2 のとおり）

- ・訪問型サービス A は生活支援サポーターにより「生活支援（45 分以上）」のみを提供する場合に算定することとする。

- ・有資格者（訪問介護員等）が「生活援助（45 分以上）」のみを提供する場合の取扱は、訪問型サービス A ではなく、総合事業訪問介護にて算定することとする。

- ・月額包括報酬を廃止し、回数単価にて算定することとする。

- ・要介護度による支給区分の区別を廃止。

「事業対象者」「要支援 1」「要支援 2」の全てで、「週 1 回程度」～「週 2 回程度」の算定を可能とする。

※適切にケアマネジメントを実施し、ケアプランに週の利用回数を定めること。不必要なサービスを位置付けることの無いよう、注意すること。

- ・上記の変更に伴い、例外的な総合事業訪問介護利用申請は廃止。

- ・月の利用回数上限を変更。

「週 1 回程度」 4 回まで→5 回まで、「週 2 回程度」 8 回まで→10 回まで

3 通所型サービス（総合事業通所介護）（別紙 3 のとおり）

運用方法に変更なし(基本報酬部分変更はあり)

4 介護予防ケアマネジメント（別紙 4 のとおり）

従来、訪問型サービス A のみを利用する際は、ケアマネジメント B として、簡略化した介護予防ケアマネジメントを実施していたが、令和 6 年 4 月からはケアマネジメント A（原則的な介護予防ケアマネジメント）を実施することとする。

上記変更に伴い、対象利用者については、4 月末までに必ずサービス担当者会議を実施し、4 月以降サービス担当者会議及びモニタリングの実施頻度が変更となること等について説明すること。

なお、対象利用者について、6 月末までにプラン変更等（認定更新、認定区分変更、新規プラン作成）に伴うサービス担当者会議を開催する予定があり、かつ、4 月のサービス担当者会議でケアプラン変更の必要性について専門的意見の聴取を行った場合は、「やむを得ない理由」として 5 月～6 月のサービス担当者会議を担当者に対する照会等により意見を求めることができることとする。

5 その他令和 6 年度介護報酬改定

（1）基本報酬部分単位数の変更

別紙 1～別紙 3 のとおり

(2) 加算及び減算の新設、変更、廃止

ア 新設となる加算、減算

(総合事業訪問介護)

- ・口腔連携強化加算 所定単位数+50 単位 (1月につき1回)

(総合事業訪問介護、訪問型サービスA)

- ・同一建物減算

①事業所と同一の敷地、隣接する敷地の建物に居住する利用者 (②及び④を除く)

減算 所定単位数×90/100 (既存)

②①の建物に居住する利用者が1月50人以上の場合

減算 所定単位数×85/100 (新)

③事業所と同一の敷地、隣接する敷地の建物でなくても、1つの建物に居住する利用者が1月20人以上の場合

減算 所定単位数×90/100 (既存)

④正当な理由なく、前6か月間に提供したサービスの総数のうち、事業所と同一の敷地、隣接する敷地の建物に居住する利用者に提供されたサービスの割合が90%以上の場合 (②を除く)

減算 所定単位数×88/100 (新)

(総合事業通所介護)

- ・事業所が送迎を行わない場合の減算 所定単位数-47 単位 (片道につき)

週1回程度のケアプランの場合1月につき376単位を限度とする

週2回程度のケアプランの場合1月につき752単位を限度とする

- ・通所型サービス事業所と同一建物に居住する者(通う者)に対するサービスを行った場合の減算について、月額包括報酬以外に回数単価を新設

(全サービス共通)

- ・業務継続計画未策定減算 所定単位数-1/100

※総合事業訪問介護、訪問型サービスA及び介護予防ケアマネジメントについては、令和7年4月1日から適用

※総合事業通所介護については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合、令和7年3月31日まで適用しない

- ・高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数-1/100

イ 変更となる加算

(総合事業通所介護)

- ・選択的サービス複数実施加算 (I) 所定単位数+480 単位 (1月) の廃止、

選択的サービス複数実施加算 (II) 所定単位数+700 単位 (1月) の廃止

→ 一体的サービス提供加算 所定単位数+480 単位 (1月) の新設

ウ 廃止となる加算

(総合事業通所介護)

- ・事業所評価加算 所定単位数+120 単位 (1月) の廃止

- ・運動器機能向上加算 所定単位数+225 単位 (1月) の廃止→基本報酬において包括評価

エ 処遇改善加算等

(総合事業訪問介護、訪問型サービス A、総合事業通所介護)

- ・令和 6 年 6 月から「介護職員等処遇改善加算」(新加算 I～IV) へ一本化
- ・一本化前の令和 6 年 5 月 31 日時点で旧 3 加算の全部又は一部を算定している場合、経過措置として、令和 7 年 3 月 31 日までの間新加算 V(1)～(14)を算定することも可能

6 令和 6 年度介護事業者集団指導 (総合事業分) の実施

厚生労働省指針に基づき、下記のとおり総合事業に係る集団指導 (制度改正に係る説明会) を実施します。ついては貴事業所等の管理者その他職員の出席をお願いします。

(1) 日時

令和 6 年 4 月 16 日 (火) 午後 1 時 30 分から午後 2 時 30 分 (予定)

(2) 場所

オンライン (ZOOM)

(3) 内容

令和 6 年度介護保険制度改定について、その他

(4) その他

研修開始 30 分前から入室可能です。

参加予定事業所には、後日ミーティングルームの ID とパスコードをお知らせします。

出欠席については令和 6 年 4 月 5 日 (金) までに下記 URL または QR コードより回答してください。

○出欠席回答はこちらから フォームの URL (インターネット)

<https://logoform.jp/form/pqff/540082>



7 その他

- ・詳細は、別添「三島市介護予防・日常生活支援総合事業 報酬請求の手引き (令和 6 年度改正案)」および三島市公式 HP に掲載の「サービスコード表 (令和 6 年度改正案)」をご確認ください。
- ・変更後の単位数マスタ (csv) については、令和 6 年 4 月中に三島市公式 HP に掲載予定です。
- ・運営基準等に関する変更については、別添「人員・設備・運営基準に関する変更概要」をご確認ください。
- ・なお、改正後の「第 1 号事業支給費の額等を定める要領」「第 1 号事業人員および運営等の基準を定める要領」等については、後日三島市公式 HP に掲載予定ですのでご確認ください。
- ・制度改正に伴い、厚生労働省より「科学的介護情報システム (LIFE) 関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」等の通知が発出されていますので、厚生労働省 HP「令和 6 年度報酬改定について」もご参照ください。

三島市地域包括ケア推進課
いきがい推進係/地域包括支援係
電話 055-983-2759/055-983-2689

≪変更前≫令和6年3月31日以前

有資格者(訪問介護員等)により「身体介護」、「身体介護+生活援助」を提供する場合

支給区分	サービス提供者	単位数	1か月の提供可能回数	対象者
ケアプランにおいて 1週に1回程度のサービスが必要とされた場合	有資格者	268単位/回	月合計4回まで	事業対象者
		1,176単位/月	月合計5回以上	要支援1 要支援2
ケアプランにおいて 1週に2回程度のサービスが必要とされた場合	有資格者	272単位/回	月合計8回まで	事業対象者
		2,349単位/月	月合計9回以上	要支援1 要支援2
ケアプランにおいて 1週に2回を超えるサービスが必要とされた場合	有資格者	287単位/回	月合計12回まで	要支援2
		3,727単位/月	月合計13回以上	事業対象者※ (※一定要件有)



≪変更後≫令和6年4月1日以降

有資格者(訪問介護員等)により「標準的な内容の訪問型サービス(身体介護、身体介護+生活援助)」、「生活援助中心45分以上」を提供する場合

支給区分	サービス提供者	単位数		1か月の提供可能回数	対象者
		標準的なサービス	生活援助		
ケアプランにおいて 1週に1回程度のサービスが必要とされた場合	有資格者	287単位/回	220単位/回	月合計5回まで※	事業対象者 要支援1 要支援2
		月額包括報酬はなし			
ケアプランにおいて 1週に2回程度のサービスが必要とされた場合	有資格者	287単位/回	220単位/回	月合計10回まで※	事業対象者 要支援1 要支援2
		月額包括報酬はなし			
ケアプランにおいて 1週に2回を超える程度のサービスが必要とされた場合	有資格者	287単位/回	220単位/回	月合計14回まで※ うち、生活援助は週2回程度(月10回まで)の提供とし、週2回を超える程度(月11回以上)の提供は認めない	事業対象者 要支援1 要支援2
		(回数単価で計算した結果、3,727単位を超えない場合)			
		3,727単位/月			
		(回数単価で計算した結果、3,727単位を超える場合)			

※ 1月ごとに「標準的なサービス」と「生活援助」の利用回数を足して月の合計回数を算出すること。

《変更前》令和6年3月31日以前

生活支援サポーター(三島市が指定する生活支援サポーター養成研修を修了した者)または有資格者(訪問介護員等)により「生活支援45分以上」のみを提供する場合

支給区分	単位数		1か月の提供可能回数	対象者
	生活支援サポーター	有資格者		
ケアプランにおいて 1週に1回程度のサービスが必要とされた場合	187 単位/回	225 単位/回	月合計4回までの場合	事業対象者 要支援1
	818 単位/月	988 単位/月	月合計5回以上の場合	要支援2
ケアプランにおいて 1週に2回程度のサービスが必要とされた場合	190 単位/回	229 単位/回	月合計8回までの場合	要支援2
	1,633 単位/月	1,973 単位/月	月合計9回以上の場合	事業対象者※ (※一定要件有)



《変更後》令和6年4月1日以降

生活支援サポーター(三島市が指定する生活支援サポーター養成研修を修了した者)により「生活支援45分以上」のみを提供する場合

支給区分	単位数		1か月の提供可能回数	対象者
	生活支援サポーター	有資格者		
ケアプランにおいて 1週に1回程度のサービスが必要とされた場合	200 単位/回	/	月合計5回まで	事業対象者 要支援1
	月額包括報酬はなし			要支援2
ケアプランにおいて 1週に2回程度のサービスが必要とされた場合	200 単位/回	/	月合計10回まで	事業対象者 要支援1
	月額包括報酬はなし			要支援2

《変更前》令和6年3月31日以前

利用回数	対象者	単位数	
週1回程度の利用	事業対象者 要支援1	1回あたり	384単位
		1月あたり (1月の利用回数が5回以上の場合)	1,672単位
週2回程度の利用	要支援2 事業対象者※ (※一定要件有)	1回あたり	395単位
		1月あたり (1月の利用回数が9回以上の場合)	3,428単位



《変更後》令和6年4月1日以降

利用回数	対象者	単位数	
週1回程度の利用	事業対象者 要支援1	1回あたり	436単位
		1月あたり (1月の利用回数が5回以上の場合)	1,798単位
週2回程度の利用	要支援2 事業対象者※ (※一定要件有)	1回あたり	447単位
		1月あたり (1月の利用回数が9回以上の場合)	3,621単位

《変更前》令和6年3月31日以前

ケアマネジメント類型	サービス種類	ケアマネジメント内容		単位数
ケアマネジメント A	総合事業訪問介護 総合事業通所介護	サービス 担当者会議	新規 認定更新時 必要時	438 単位
		モニタリング 等	毎月状況確認 3か月ごと訪問 6か月評価(訪問) (包括支援センターによ る確認を必要とする加算 を算定している場合は、3 か月評価も必要)	
ケアマネジメント B	訪問型サービス A	サービス 担当者会議	必要時	204 単位
		モニタリング 等	毎月状況確認 6か月ごと訪問 6か月評価(訪問)	
ケアマネジメント C	その他	サービス 担当者会議	不要	204 単位
		モニタリング 等	不要	



《変更前》令和6年4月1日以降

ケアマネジメント類型	サービス種類	ケアマネジメント内容		単位数
ケアマネジメント A	総合事業訪問介護 総合事業通所介護 <u>訪問型サービス A</u>	サービス 担当者会議	新規 認定更新時 必要時	442 単位
		モニタリング 等	毎月状況確認 3か月ごと訪問 (一定の要件を満たせば <u>テレビ電話装置等で行う ことが可能</u>) 6か月評価(訪問) (包括支援センターによ る確認を必要とする加算 を算定している場合は、3 か月評価も必要)	
ケアマネジメント C	その他	サービス 担当者会議	不要	206 単位
		モニタリング 等	不要	

三島市介護予防・日常生活支援総合事業における人員・設備・運営等に関する基準に関する変更概要

対象 : 三島市指定相当訪問型サービス事業所 および 三島市指定通所型サービス事業所
適用開始日 : 令和6年4月1日

管理者の責務及び兼務範囲の明確化

管理者の責務については、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである。提供するサービスの質を担保しつつ、事業所を効率的に運営する観点から、管理者が管理者の責務を果たせる場合には、同一敷地（隣接敷地）内でない他の事業所、施設等の職務にも従事することができるものとする。

身体的拘束等の適正化の推進

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。

「書面掲示」規制の見直し

事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、事業者は原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人ホームページ等）に掲載・公表しなければならないこととする。